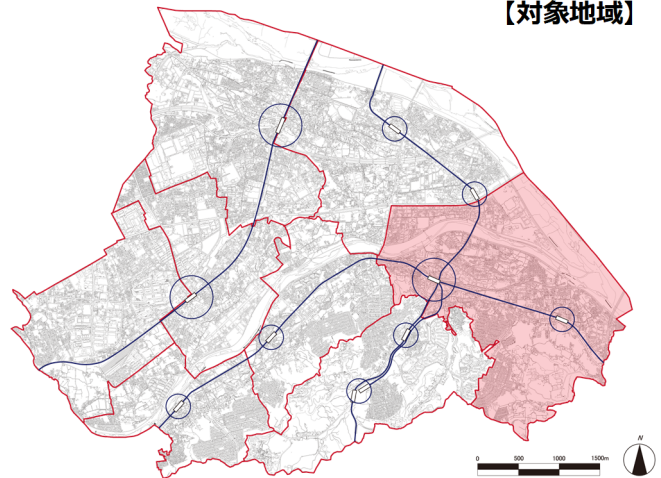


1. 地域の特徴とまちづくりの課題

- ・高幡不動駅は京王線とモノレールの交わる交通結節点であり、駅前に商業施設や医療施設が比較的集積していますが、周辺には基盤未整備の街区も残っています。
- ・新井や百草には、農地や用水路があり美しい田園風景が残されています。また、浅川と程久保川合流点（ワンド）や向島用水親水路など自然と触れ合える場所が数多く残っています。倉沢周辺では貴重な里山を残すため市民による様々な活動が続けられています。
- ・落川地区は、都指定史跡でもある落川遺跡が落川遺跡公園として整備され、中国製の遺物等も出土されるなど、古代から様々な人々の営みがあつた地域です。
- ・百草園駅は市の東側の入口にあたり地域の生活拠点として期待されていますが、駅前にはまとまった敷地が無く、川崎街道沿道の施設立地との分担も望まれます。
- ・浅川北側の万願寺、石田地区では土地区画整理事業が行われ、浅川スポーツ公園等の大規模公園が整備されました。
- ・丘陵部には計画的に開発された住宅団地があり、良好な住環境を形成していますが高齢化が進んでいます。

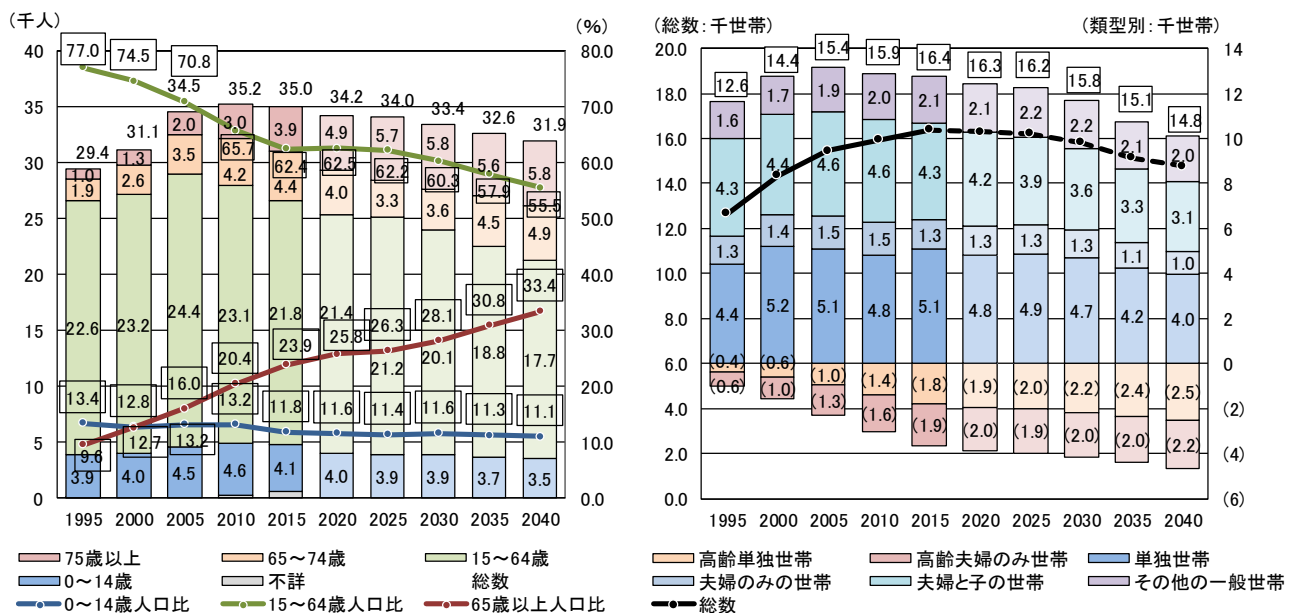
【対象地域】



(人口動向)

- ・地域全体の人口・世帯数は、今後も緩やかに減少傾向が続くことが見込まれています。
- ・他の地域と比較すると、夫婦と子の世帯や単独世帯の割合が多い地域です。
- ・地域別にみると、土地区画整理事業が行われた浅川北側の地域では人口増加が見込まれていますが、その他の区域では人口減少の傾向にあります。
- ・地域全体では、既に高齢化率が約25%に達し、2035年には30%を超えることが予想されています。

【三沢中学校地域の人口・世帯数の現況と推計】



2. 暮らし方の目標と実現するための取り組みの方向性

三沢中学校地域

暮らし方の目標 1：豊かな緑に抱かれ、地域の魅力の根源である豊かな自然環境がいつまでも身近にある暮らし

- ・地域には、百草山や倉沢等の緑地や、恵まれた自然環境の広がる谷戸の風景が残されています。また、浅川沿いの農地には素掘りの用水路があります。

→緑地の公有地化の検討や緑地保全のための新制度の活用等によって、自然を守るだけではなく、自然を体験し、楽しむことのできる環境を整備し、自然に棲む生き物と共生できるような暮らしを目指します。

■ 目標を実現するための方針	■ プロジェクト
百草山や倉沢の大切な緑地を市民の里山として、守り育てよう	【緑地の保全】 ・多摩丘陵や倉沢樹林地の公有地化の検討 ・緑地の保全（田園住居地域など緑地保全のための新たな制度の活用、地権者の任意協力による里山協定の制定、樹林地の税制上の優遇措置、保存樹木・樹林制度の活用、地区計画の活用による緑地の保全、自治体独自の基金の創設等） ・一団の樹林地が存在するエリアでの緑の保全と居住地域との共存 ・百草里山ミュージアム構想の推進 ・新葉山緑地周辺の緑の環境の保全
	【自然体験の場づくり】 ・自然の中での遊びや野外活動の体験ができる場づくり ・豊かな自然を活かしたキャンプ場づくり（常設・テントでの宿泊可） ・地形を活かした遊び場の充実（アスレチック・ターザンロープなど） ・土地所有者自らが施設整備や運営するなど、緑の環境を維持管理しつつ、有効利用できる主体や用途を検討できるような仕組みの検討
自然のまま残されている素掘りの用水路を守り、育んでいこう	【用水の保全】 ・百草の素掘りの用水路の保全 ・水循環の仕組みに関する学習や、子どもの環境教育としての用水路の活用
浅川・程久保川を生き物に優しい緑・水空間へ戻し、楽しむ場をつくろう	【水と緑の空間づくり】 ・浅川・程久保川合流点の保全、水質の改善 ・水源をたどれる程久保川沿いの散策路の整備 ・「あゆ祭り」や「多摩川を遊ぶ」等のイベントの開催等

暮らし方の目標 2：美しい自然豊かな住環境を守り育てることのできる暮らし

- ・地域には、身近に豊かな自然を感じられる場所や、道路や街路樹が整備された住宅地には子どもたちが自由に遊べる公園もあります。

→地域住民によるボランティア活動等を促進することによって、誰もが自然環境を守る活動に関わりながら、住環境を守り育てることのできる暮らしを目指します。

■ 目標を実現するための方針	■ プロジェクト
自然を守るボランティアを活用しよう	【ボランティアの推進】 ・専門家の指導による用水路や雑木林ボランティア組織の支援と維持管理の促進（用水守制度・雑木林ボランティア制度） ・緑を守る活動への支援体制づくり

多様な公園づくりを進めていこう	【多様な公園づくり】 ・北川原公園は周辺環境に配慮した市民の利用しやすい公園とし、避難場所・防災公園としても活用し防災機能を充実 ・浅川河川敷でのスポーツ公園や憩いの場の整備 ・人と生き物が共生できる公園や、環境に配慮した公園づくり（堆肥置き場の設置） ・落川交流センターの立地を活かし、住民が主体となって運用する林間公園の整備 ・林間公園の整備の方向性の検討
-----------------	---

暮らし方の目標３：誰もが安心して心地よく毎日を過ごし、暮らしを支える施設に気軽に行ける暮らし

・多摩川沿いには風水害への対応が必要な地域があり、住宅地の一部には、車の抜け道になっている生活道路など、安心して歩くことのできない道もあります。

→地域住民によって災害時の対応等について連携する体制を整え、また、川崎街道の整備や農地を活かした土地区画整理事業を推進して、誰もが安心して毎日を過ごせる暮らしを目指します。

■ 目標を実現するための方針	■ プロジェクト
安心して安全に暮らせる環境をつくろう	【防災まちづくり】 ・基盤が未整備の住宅地でのオープンスペースの確保（狭隘道路整備や共同化等） ・災害時に危険性の高い区域についての周知、早期の避難誘導 ・水害に対する避難ビル等の避難施設の指定の検討（公共施設や民間マンション等） ・崖地の安全性確保に向けた取り組みの推進とより安全性の高いエリアへの居住誘導 ・自主防災組織の設立と育成 ・要配慮者の状況把握や災害時の通報・避難誘導支援等の体制づくり
歩いていて楽しく、緑豊かで周辺の農地と調和した理想的な住宅地づくりを目指し、住み良い住宅地をつくるためのルールを共有しよう	【街並みの保全】 ・低層住宅地及び周辺市街地の適切な土地利用の誘導による住環境の保全 ・良好な街並み景観を誘導するためのルールづくり（地区計画制度の活用やまちづくり条例の検討等） ・地区まちづくり制度等を活用した地域主体のまちづくりの支援（地区計画、空き地・空き家の活用等） ・地域に開かれた団地再生（新井団地等）を検討
市街地内の生活道路の整備を進め、安心して歩ける道路をつくろう	【安心して歩ける道づくり】 ・都市計画道路 日 3・4・3 号線等の幹線道路の早期整備、カーブミラーや信号機の設置、バリアフリー化や緑化の推進 ・緊急車両やミニバスが運行できる生活道路の整備や、住宅地内の無電柱化によるバリアフリー化 ・住宅地内や学校付近の時間帯による車の通行規制や、歩道・車道・自転車レーンの区分の検討

年をとっても住み続けられるような住環境をつくりあげよう	【持続性のあるまちづくり】 ・歩く・農地や生態系を守る、住み続けられるまちをテーマとした土地区画整理事業の推進 ・空き家活用や住み替えを通じた住み続けられる環境整備 ・住宅団地等における生活利便施設の立地誘導 ・生活サービスが不足するエリアでの移動販売の促進や必要となる公共用地の柔軟な利活用
	【居場所づくり】 ・誰もが利用できる交流の場の充実 ・地域住民提案による親しみやすい公園整備と地域住民による維持管理 ・林間公園の整備の方向性の検討
公共施設や公共サービスを充実させ、日々の買物が身近で済ませられる環境をつくろう	【交通基盤の改善】 ・ミニバスやワゴンタクシーの運行ルート等の拡充 ・観光施設と連携した交通空白地域解消の検討 ・地域と協働で行う新たな交通システムの検討 ・新しい交通手段の社会実証ができるようなモデル地区の指定（リビングラボの実施等） ・規則的な道路網を備えた丘陵部住宅団地への自動運転の導入 ・公的不動産や空き家・空き地等の地域資源を活用したバス停の整備、電動車椅子等の充電スタンドの設置

暮らし方の目標４：さまざまな世代が集まりにぎわいのある駅周辺を気軽に利用できる暮らし

- ・地域には、市内外から参拝客を集める高幡不動尊があり、最寄駅の高幡不動駅は京王線とモノレールの交通結節点となっています。
- 高幡不動駅の拠点機能を充実させ、さまざまな世代が集まりにぎわいのある駅周辺を気軽に利用できる暮らしを目指します。

■ 目標を実現するための方針	■ プロジェクト
高幡不動尊など周辺とのつながりを大切にした駅前のまちづくりを進めよう	【高幡不動を活かした駅前づくり】 ・特別用途地区や地区計画、景観条例等による高幡不動参道の歴史的な街並みの形成 ・参拝客をターゲットにした魅力ある商業地の形成（気軽に休める喫茶店、高齢者が気軽に立ち寄れる雰囲気のお店） ・高幡不動の行事と一体となったイベントの開催
若い世代にも魅力ある駅前商業地をつくり、都内全域から人が集まる高幡不動駅前づくりを進めよう	【多世代の人が集まる駅前づくり】 ・歩行者空間の確保・回遊できる歩行者ネットワーク形成（高幡不動駅から高幡不動尊、向島用水親水路、浅川等） ・駅周辺の子育て支援施設（機能）の充実、福祉支援センター等の老朽化した公共施設の機能の充実 ・福祉支援センターや七生公会堂周辺等の駅周辺の公共施設や民間施設が共同して公共公益施設の再編モデルとしての整備を検討 ・子育て支援施設の開設の検討 ・農産物直売所の充実
	【駅周辺の環境整備】 ・駅北側の住宅地の住環境の改善（狭隘道路の拡幅整備や、ゆとりある歩行者空間の確保、小規模・老朽建物の建替え・共同化の促進等） ・レンタサイクル・サイクルシェアの導入の検討

	【地域の拠点づくり】 ・地域の交流・まちづくりの拠点づくり（コミュニティセンター・図書館・集会所・郵便局・市役所窓口等） ・多摩地域の拠点としての位置づけ（産学共同用施設・コワーキングスペース・情報発信地）
--	---

暮らし方の目標5：地域住民の集える場所や施設があり、誰もが利用でき、活発な交流がなされる暮らし

・百草園駅は地域の交通拠点としての役割を担っていますが、駅周辺には気軽に集まれる場所や施設が不足しています。
→身近な場所で日々の買物ができる駅前商業地の充実を図るとともに、歩きやすい歩行者環境や地域住民が気軽に集える場を創出し、活発な交流が生まれる暮らしを目指します。

■ 目標を実現するための方針	■ プロジェクト
百草園駅周辺をレクリエーション拠点として整備していこう	【百草園駅の魅力づくり】 ・多摩丘陵の景観を損なわない街路樹や街路灯、透水性舗装・共同溝・歩道・屋根のある待合スペースの整備 ・緑陰やおもしろい店があるシンボルロードづくり ・子育て世代が集まれるカフェ等の居場所づくり
	【百草園を活かそう】 ・百草園へのアクセスルートや散策路の整備、アクセスルートに梅を配置 ・駅付近の駐車場を起点としたサインやデザインの統一 ・百草園周辺の観光拠点と連携した交通結節機能の検討（タクシー乗り場）
色々な立場の人が交流できるような環境をつくりあげよう	【商業地の活性化】 ・楽しく清潔な道路づくり ・交流の場となる施設の誘導や、いろいろな世代の人の声を集める仕掛けづくり ・高齢者が気軽に利用できるふれあいサロン等の拠点の充実・運営支援

暮らし方の目標6：日野の良さを掘り起こし、住んでいる人だけでなく外の人と共に楽しめる暮らし

・地域には、豊かな自然をはじめ、百草園や七生丘陵散策コースなど、人々を集める地域資源がたくさんあります。
→魅力ある地域資源を積極的に PR するとともに、誰もが楽しめる場として充実することによって、住んでいる人や街を訪れる人が共に楽しめる暮らしを目指します。

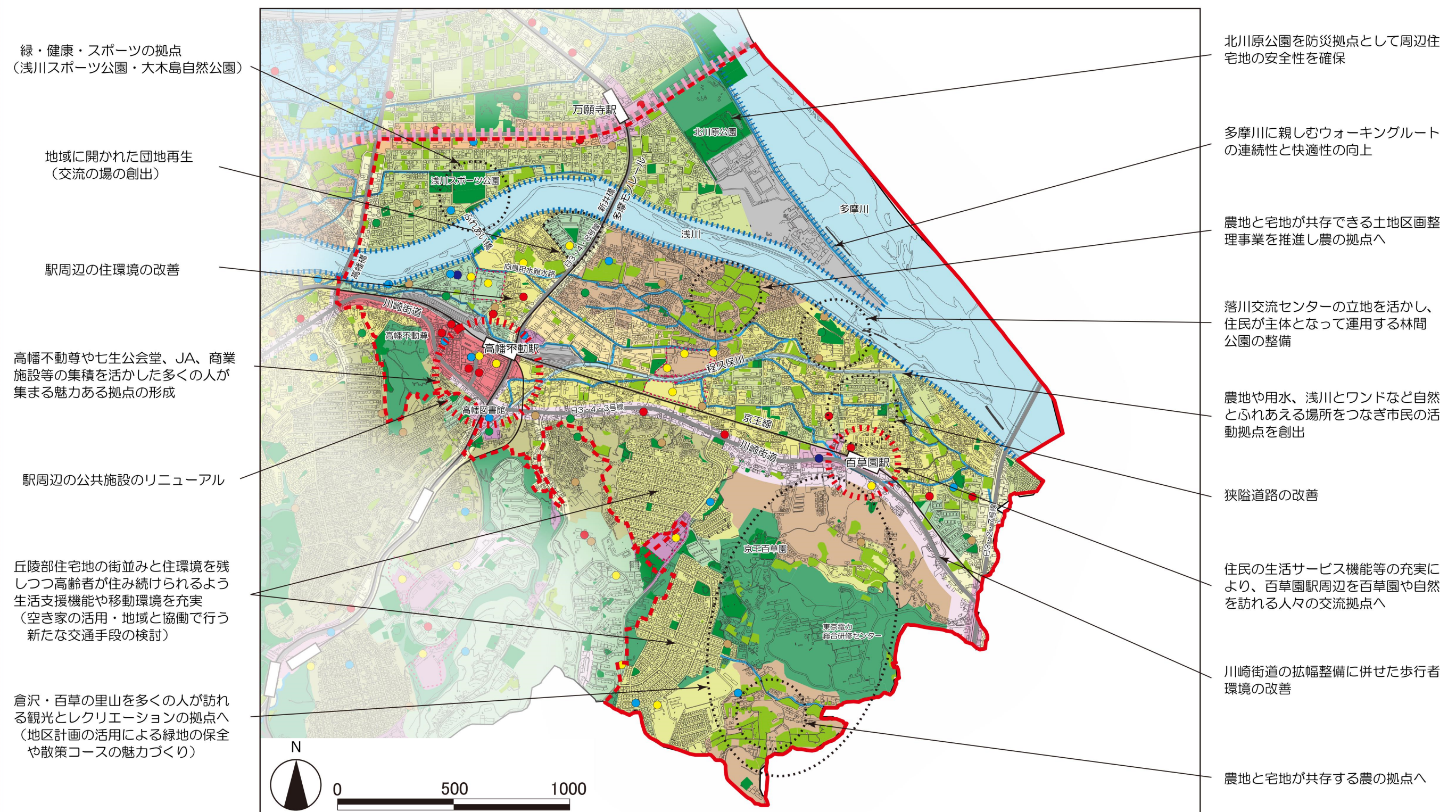
■ 目標を実現するための方針	■ プロジェクト
散策コースや遊歩道の雰囲気づくりをして、利用者の増加を図っていこう	【散策コースの魅力づくり】 ・倉沢・百草の里山を多くの人々が訪れる観光とレクリエーションの拠点へ（地区計画の活用による緑地の保全や散策コースの魅力づくり） ・七生丘陵散策コースの緑のつながりの維持保全 ・景観に調和したフェンスへの改修や、透水性舗装への改修 ・倉沢・里山の散策コースの案内板の設置、利用者が交流できる広場や休憩所・トイレ・駐車場等の充実 ・百草里山ミュージアム構想の実現に向けた施策の検討
日野の良さを PR しよう	【PR 推進】 ・観光資源や自然環境をめぐる散策路マップの作成と PR の推進 ・子どもたちが原体験できる環境教育の場づくり ・地域住民による有効な PR 方法を検討できる場づくり

暮らし方の目標7：農地や農作業を身近に感じて環境共生型の産業を守り育てる暮らし

・新井地区や倉沢地区では、緑豊かな里山や、日野の原風景といえる農地のある景観が残されています。
→貴重な農地を保全するとともに、体験農園等の整備によって住民が農業に関わり、その恵みを受けて豊かになれる暮らしを目指します。

■ 目標を実現するための方針	■ プロジェクト
日々の生活の中で農に親しめるよう、 農地のある環境を守り、育てていこう	【農地のあるまち】 ・農の重点地区の指定と生産緑地指定への積極的な働きかけ ・体験農園の積極的な活用 ・農地と宅地が共存できる土地区画整理事業の推進(新井地区) ・農地の保全を図るべきエリアでは、土地区画整理事業など権利者主体のまちづくりにおいて、農地保全に係る取り組みを促進し、市は一定の支援策を検討 ・援農ボランティアによる援農支援や体験農園による農業に関わる場づくり
農産物の産地を結ぶ散策路を整備しよう	【観光ルートづくり】 ・野菜を使ったカフェや都心の人々が来て楽しむ体験農園 ・果樹園や農地・用水路を結ぶ観光ルートの整備、木のチップ化舗装（農地内道路） ・観光ルートマップの作成とPR
農業を維持・継続するためのシステムを用意しよう	【農業支援】 ・農業者が消費者に直接アクセスできる直売所や農家レストラン等の立地支援（田園住居地域の活用） ・農の学校（援農ボランティア）による農業経営の支援 ・後継者の支援システムづくり ・農業者と市民による農地・農業の長期戦略の作成、生産緑地の農業法人化の検討、農産物の購入者に生産・維持コストの一部を負担してもらう制度づくり

三沢中学校地域 まちづくり方針図

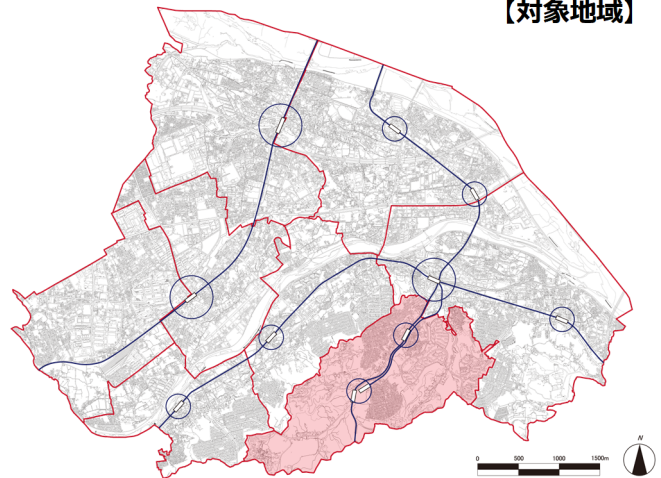


住宅系土地利用		商業・業務系土地利用		自然的土地利用		その他土地利用		都市・生活拠点の機能充実		沿道の施設誘導		余裕教室等を地域の活動拠点として利活用		公園農地用水		スーパー・コンビニ			
	日野の原風景が残る自然と共存する地域		多摩丘陵の緑豊かな環境を維持しながら住宅の持続性を高める地域		商業・業務等の都市機能と交通機能が集積した都市拠点		大規模公園・緑地		公共公益施設・学校		沿道の施設誘導		操車場・供給処理施設		公園		農地		スーパー・コンビニ
	生活基盤を活かした身近な緑と触れ合える住宅地		地域の拠点としての役割を担うにぎわいのある住宅団地		生活に密着した商業機能を導入する生活拠点		河川												小学校・中学校
	昔ながらのまち並みを大切にしながら住宅の持続性を高める地域		駅近くの利便性が享受できる共同住宅が集積した住宅地		車利用者へのサービス施設が充実した沿道商業						余裕教室等を地域の活動拠点として利活用								幼稚園・保育園
	生活基盤を活かした多摩丘陵の豊かな緑と触れ合える住宅地		車利用の利便性を実感できる沿道型住宅地		様々な生活サービスを提供する拠点														病院・診療所
																			福祉サービス施設
																			地域包括支援センター
																			地区センター・交流センター

1. 地域の特徴とまちづくりの課題

- ・地域の半分以上は多摩丘陵の公園、森林となっており、中央部に多摩動物公園があります。
- ・多摩動物公園駅は、京王線とモノレールの2線の駅で、多摩動物公園や多摩丘陵への入り口として多くの観光客が利用する駅となっています。一方、身近な店舗や生活利便施設の集積が少なく周辺の居住者の生活ニーズには対応できていません。
- ・丘陵部に眺望のよい戸建て住宅地が整備されていますが、道路の勾配が大きい場所もあります。また、既存団地に接続してミニ開発等が行われている例もみられます。
- ・大規模な共同住宅団地であるU R 高幡台団地、百草団地があり、身近に緑を感じられ、良好な住環境が保持されていますが、年数が経過し、居住者の高齢化や建替え・大規模改修等が課題となっています。

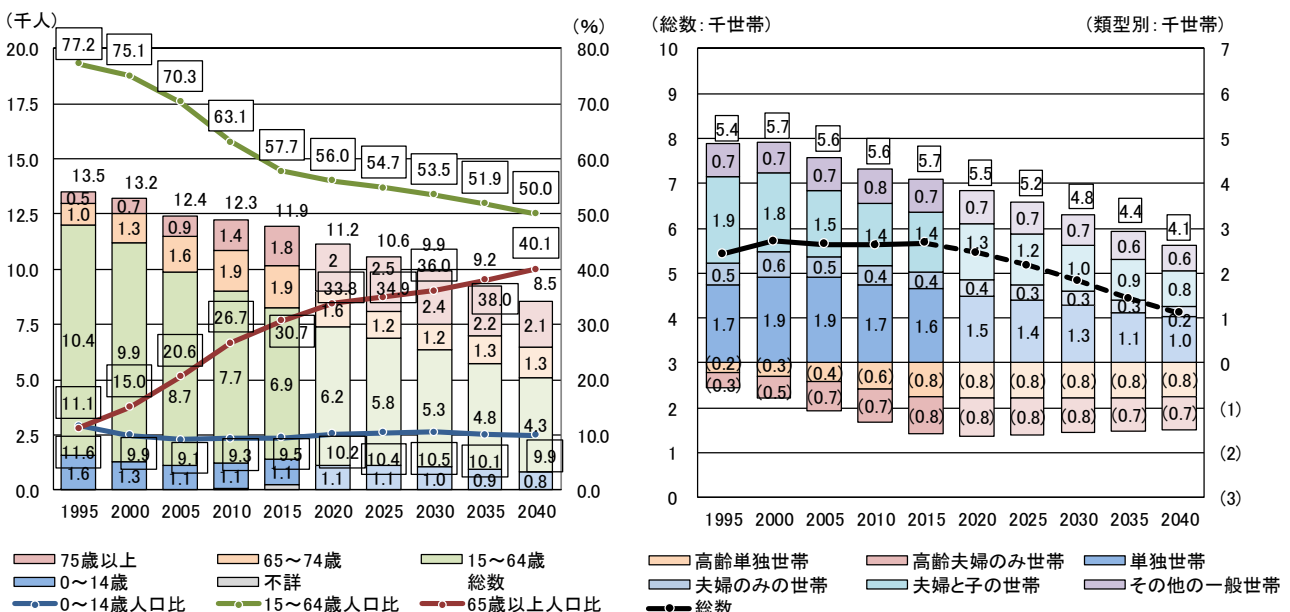
【対象地域】



(人口動向)

- ・地域全体の人口・世帯数は、今後も減少傾向が続くことが見込まれています。
- ・他の地域と比較すると、夫婦と子の世帯や単独世帯の割合が少ない地域です。
- ・地域別にみても、西側の居住者の少ない区域を除き、全域で人口減少の傾向にあります。
- ・地域全体では、既に高齢化率が30%を超えており、2040年には40%に達することが予想されています。

【日野第三中学校地域の人口・世帯数の現況と推計】



2. 暮らし方の目標と実現するための取り組みの方向性

日野第三中学校地域

暮らし方の目標 1：身近に緑を感じることができる暮らし

- ・地域は、多摩丘陵が広がる自然の豊かな地域です。丘陵地からは市街地を見渡すことができます。
- 法制度の活用やルールづくり等によって、これらの豊かな緑を守るとともに、親しめる場づくりを進めることによって、身近に緑を感じる暮らしを目指します。

■ 目標を実現するための方針	■ プロジェクト
現存する樹林地や農地を守っていこう	【緑地の保全】 ・樹林地の公有地化や、生産緑地の指定による農地の保全 ・樹林地を残すための開発時のルールづくり ・「緑は財産」という意識の共有化の機会づくり ・市街化調整区域内の緑地保全に係る支援の検討
	【自然体験の場づくり】 ・自然の中での遊びや野外活動の体験ができる場づくり ・豊かな自然を活かしたキャンプ場づくり（常設・テントでの宿泊可） ・遊び場の充実 ・地形を活かしたアスレチック・ターザンロープ等 ・緑の環境を維持管理しつつ、有効利用できる主体や用途を検討できるような仕組みの検討
日野市街地や、富士山等が見える眺望を大切にしたいまちづくりを進めていこう	【見晴らしの保全】 ・丘陵地からの眺めを守るための建築物の高さを規制するルールづくり ・地域住民による眺望点調査と見晴らしマップの作成 ・程久保川源流域の整備と保全 ・程久保川上流部の安全性の確保と自然景観に配慮した河川整備

暮らし方の目標 2：住みやすく、安心して生活できる暮らし

- ・丘陵地にある住宅地は、道路や美しい街並みが整備されていますが、今後は高齢化の進行や空き家の増加が進むとみられます。
- 道路や公園の維持やリニューアルを進め、高齢者でも一人で散歩できるような環境を整え、安心して生活できる暮らしを目指します。

■ 目標を実現するための方針	■ プロジェクト
誰もが安心して街並みを楽しみながら、散歩できるような住環境を育んでいこう	【安全・安心なまちづくり】 ・基盤が未整備の住宅地でのオープンスペースの確保（狹隘道路整備や共同化等） ・災害時に危険性の高い区域についての周知、早期の避難誘導 ・崖地の安全性確保に向けた取り組みの推進と、より安全性の高いエリアへの居住誘導 ・自主防災組織の設立と育成 ・要配慮者の状況把握や災害時の通報・避難誘導支援等の体制づくり

年をとっても住み続けられるような住環境をつくりあげよう	【持続性のあるまちづくり】 ・緑豊かな活力のある住宅地へ向けた団地の再整備 ・空き家活用や住替えを通じた、住み続けられる環境整備 ・生活サービスが不足するエリアでの移動販売の促進や必要となる公共用地の柔軟な利活用 ・団地内のシェアオフィスやテレワークステーション等の整備の促進
-----------------------------	--

暮らし方の目標 3：住環境を自ら守り育てることのできる暮らし

・地域には、住民が気軽に立ち寄って集まることのできる場所が不足しています。
→公共施設の整備・再配置や使い方の工夫によって、住民の交流の場を充実するとともに、地域住民によって暮らしの利便性を高める仕組みづくりに取り組み、住環境を自ら守り育てることのできる暮らしを目指します。

■ 目標を実現するための方針	■ プロジェクト
公共施設の整備と開放によってサービスを向上させよう	【公共施設の充実】 ・高幡台団地地区地区まちづくり（多世代が安心・安全に暮らす豊かな緑に包まれたにぎわいのある高台のまち高幡台を目標とし、地域の多様な場、多世代が安心・安全に暮らす環境、豊かな緑環境や高台の景観を保全することを掲げている）の推進と周辺公共公益施設の再編を含めた生活利便機能の誘導 ・百草団地地区地区まちづくり（案）の検討 ・市民参加による廃校施設の活用方法の検討（中央公民館高幡台分室・コミュニティセンター等） ・学校の余裕教室の活用等、学校を活用した交流拠点づくり、七生福祉園内の施設の地域開放、高幡図書館の活用（カフェ等の人が集まれる施設の併設） ・検討中の火葬場など公共公益施設の整備とあわせた地域づくり ・程久保まちづくり重点地区（案）の指定 ・市街化調整区域の公共公益施設等の更新に向けた地区計画の検討 ・生活利便機能の導入に向けて都市計画制度の活用 ・「自然と共生」をテーマとする場づくり
	【利便性の向上】 ・緊急車両やミニバスが運行できる丘陵住宅地間及び駅を連絡する生活幹線道路の整備 ・ミニバスやワゴンタクシーの運行ルート等の拡充 ・地域と協働で行う新たな交通システムの検討 ・新しい交通手段の社会実証ができるようなモデル地区の指定（リビングラボの実施等） ・規則的な道路網を備えた丘陵部住宅団地への自動運転の導入 ・公的不動産や空き家・空き地等の地域資源を活用したバス停の整備、電動車椅子等の充電スタンドの設置

暮らし方の目標 4：さまざまな世代が集まりにぎわいのある駅周辺を気軽に利用できる暮らし

・地域には、市内外から多くの人を集める多摩動物公園と、多摩動物公園の玄関口となる多摩動物公園駅があります。

→多摩動物公園駅周辺ではレクリエーションの拠点づくりを進め、さまざまな世代が集まりにぎわいのある駅周辺を気軽に利用できる暮らしを目指します。

■ 目標を実現するための方針	■ プロジェクト
多摩動物公園駅を地域の生活やレクリエーションの拠点として、使いやすい駅周辺をつくっていかう	【玄関口づくり】 ・多摩動物公園駅を観光型レクリエーション拠点として整備（家族でくつろげるスペース、レストラン等の飲食店の充実） ・地域住民のニーズにあった個性的な商業施設や生活利便施設の整備 ・駐輪場の充実、レンタサイクル・サイクルシェアの導入の検討
モノレールの新しさを活かし、子どもたちに夢と与えられる場所をつくろう	【夢のある空間づくり】 ・動物園、民間のレクリエーション施設（HUGHUG、京王レールランド等）が一体となった多世代観光交流ゾーンの形成 ・駅周辺の緑豊かな環境を活かした沿道の景観誘導、来訪者を意識したデザイン誘導

暮らし方の目標5：程久保駅周辺で、誰もが居心地の良い空間を楽しめる暮らし

・程久保駅は高幡不動駅と多摩動物公園の中間に位置し、地域の交通拠点としての役割を担っています。

→程久保駅周辺では地域住民のニーズに応じた施設の充実を図り、地域住民の交流の場として、誰もが居心地の良い空間を楽しめる暮らしを目指します。

駅前の空間を活かし、高幡不動駅と多摩動物公園駅をつなぐ拠点となる駅周辺づくりを進めよう	【絵画のある駅】 ・京王多摩動物園線の擁壁に絵を描く（学生等の表現の場） ・絵画を楽しめる空間としての木陰づくり
	【イベントモールづくり】 ・程久保川沿いをイベントモールとして整備（高幡不動駅～多摩動物公園駅） ・イベントの開催
	【駅前空間の活用】 ・みんなが楽しめる駅周辺の施設整備 ・レンタサイクル・サイクルシェアの導入の検討、緑化された駐輪場の整備 ・駅と周辺の住宅地を結び地域の核となる駅前空間の実現 ・高幡台団地と駅をつなぐアクセス性の充実 ・周辺住宅地への生活サービス機能の充実

暮らし方の目標6：豊かな自然や観光資源を地域の誇りとして大切にしながら、楽しむ暮らし

・地域に広がる多摩丘陵には、豊かな自然を楽しむためのハイキングコースがあり、多摩動物公園など観光資源となる要素がたくさんあります。

→多摩丘陵の豊かな自然や観光資源をつなぎ、それらの魅力を積極的にPRし、豊かな自然や観光資源を地域の誇りとして大切にしながら、楽しむ暮らしを目指します。

■ 目標を実現するための方針	■ プロジェクト
誰もが安心して散策を楽しめるように、多摩丘陵の自然を活かしたハイキングコースの充実を図ろう	【水と緑をつなごう】 ・七生丘陵散策コースの緑のつながりの維持、利用者にとってわかりやすいサインの設置

観光資源を積極的に取り入れたまちづくりを進めていこう	【宝ものを活かそう】 ・多摩動物公園の充実 ・観光資源を結ぶ遊歩道の整備 ・丘陵地からの景観や散策コースの PR、多摩動物園等の観光施設への共通バスポートづくり ・多摩テック跡地は、緑の保全を目的とした公共公益施設の立地を誘導。予め今後の土地利用について対話を要する地域とする
-----------------------------------	---

日野第三中学校地域 まちづくり方針図

駅周辺は多摩動物公園や多摩丘陵を訪れる人との交流機能と地域住民の生活サービス機能を充実

多摩動物公園や京王れーるランド等のレクリエーション施設が一体となった観光と交流の拠点の創出

見晴らしの良い多摩丘陵の公園や森林の豊かな緑を多摩動物公園と連携し保全
(水と緑の地域資源を結ぶ散策コースの充実)

緑の保全を目的とした公共公益施設の立地を誘導
予め今後の土地利用について対話を要する地域

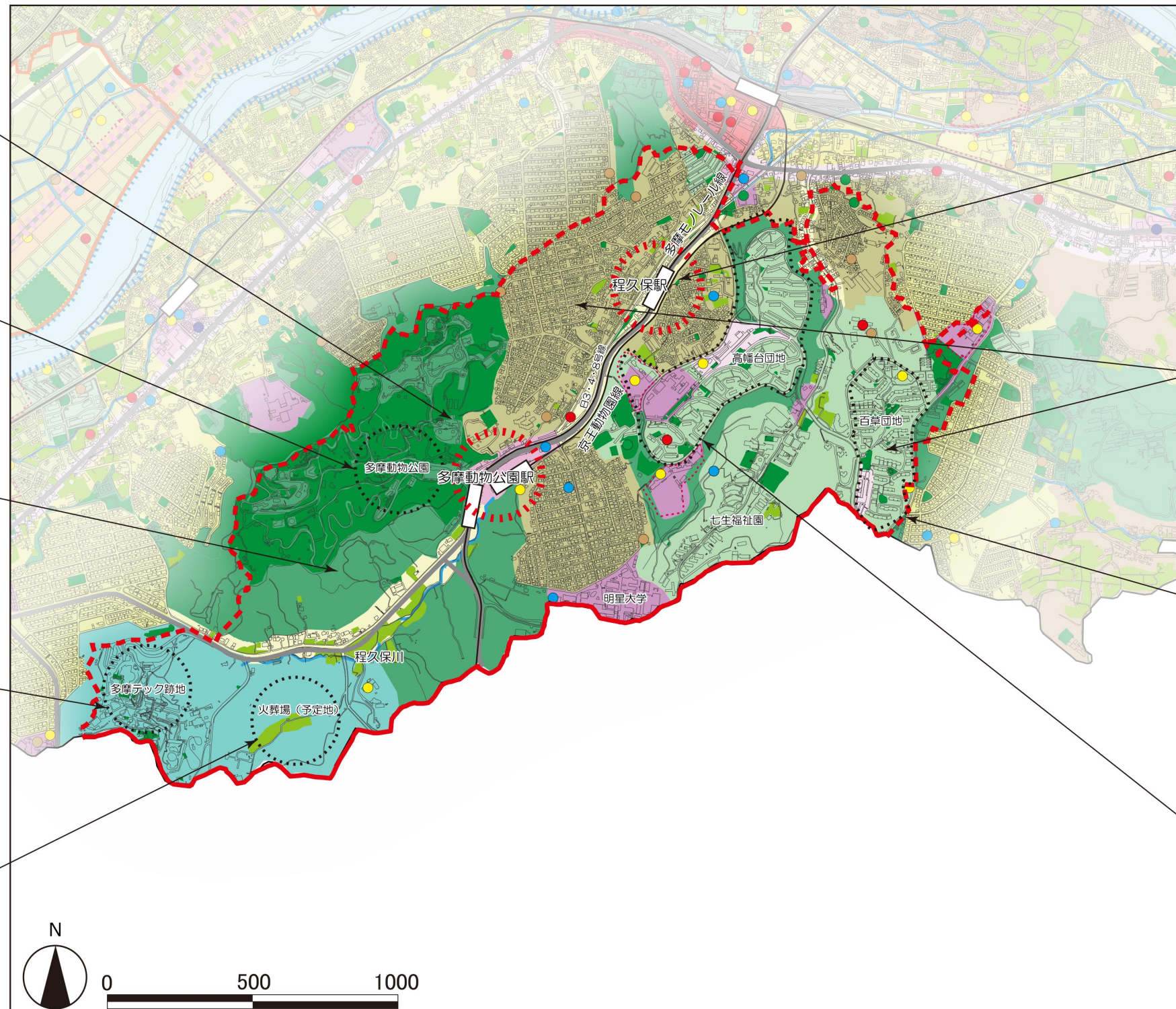
検討中の火葬場など公共公益施設の整備と併せた地域づくり
程久保まちづくり重点地区(案)の指定

駅と周辺住宅地を結ぶ地域の核となる駅前空間の実現
高幡台団地との連携・周辺住宅地への生活サービス機能の充実

生活サービスが不足する丘陵部住宅地では高齢者が住み続けられるよう生活支援機能や移動環境を充実

百草団地地区地区まちづくり(案)の検討

高幡台団地地区地区まちづくりの推進
(公共施設の再編や交流の場の創出)



住宅系土地利用

- 多摩丘陵の緑豊かな環境を維持しながら住宅の持続性を高める地域
- 地域の拠点としての役割を担うにぎわいのある住宅団地
- 車利用の利便性を実感できる沿道型住宅地

商業・業務系土地利用

- 生活に密着した商業機能を導入する生活拠点
- 様々な生活サービスを提供する拠点

自然的土地利用

- 大規模公園・緑地
- 緑と共生した土地利用

その他土地利用

- 公共公益施設・学校

都市・生活拠点の機能充実

沿道の施設誘導

余裕教室等を地域の活動拠点として利活用

公園 農地 用水

スーパー・コンビニ

小学校・中学校

幼稚園・保育園

病院・診療所

福祉サービス施設

地域包括支援センター

地区センター・交流センター

第三部 今後の展望

第Ⅵ章 まちづくりマスタープランの実現に向けて

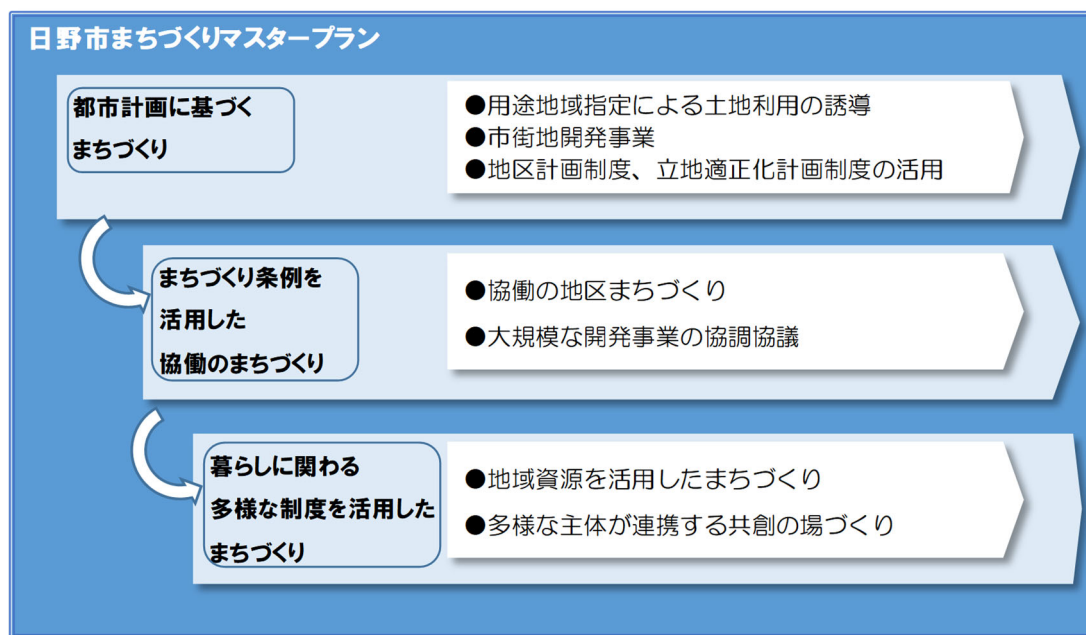
1. まちづくりを支える仕組み

日野市のまちづくりは、都市計画法に基づいて、用途地域の指定による土地利用の誘導や、土地区画整理事業、幹線道路の整備等が進められてきました。

さらに、市民と行政とが協働でまちづくりを進めるために、まちづくりを支える仕組みとしてまちづくり条例が制定され、条例に基づいて地区のまちづくりや開発規制が行われてきました。

今後の多様化・高度化する社会において、人口構造のバランスの取れた都市をつくり、地域別の暮らしの目標を実現するためには、特性の異なるそれぞれの地域で、それぞれの地域資源を活用し、時代や環境の変化に対応できる、持続可能な地域をつくりだしていかなければなりません。

また、都市計画という分野にとらわれず、暮らしに関わる多様な制度を活用するとともに、多様な分野で活躍する人材を集め、知恵を出し合ってまちづくりを進めていくことが重要です。



1) 都市計画・まちづくり条例に基づくまちづくり

(1) 都市計画に基づくまちづくり

○用途地域指定に基づく土地利用の誘導

土地利用基本計画に基づいて、住・商・工の都市的土地利用と自然的土地利用との調和した都市環境へ誘導していきますが、今後の市街地や市民の暮らしの変化、まちづくりを取り巻く社会経済情勢の変化等には柔軟に対応し、必要な場合には用途地域等の見直しを行っていきます。

特に、高齢化や少子化により生活支援機能の不足など、持続性に課題を抱える住宅地等については、今後の法改正や新制度の創設等の動向を踏まえて対応していきます。

また、事業者の移転等に伴って生じる大規模な未利用地等については、所有者との対話により、適切な土地利用を検討し誘導していきます。

なお、広域的な都市構造や都市環境に影響を与える可能性のある都市計画の決定や施策の展開を行う際は、まちづくりマスタープランの方針に沿って、関係する行政機関と調整していきます。

○市街地開発事業等

基盤が未整備な住宅地については、土地区画整理事業等の事業の必要性を検討するとともに、地域住民による地区まちづくりや地区計画の導入による緩やかな改善手法など、市街地の状況に応じて、複数の手法を検討し、地域住民の意向を踏まえて取り組んでいきます。

道路事業については、広域幹線道路である日野バイパス（日 3・3・4 号線）が完成し、続いて日野バイパス延伸（日 3・3・2 号線）の整備を促進していきます。

川辺堀之内地区や豊田駅南口地区、西平山地区の、日野バイパス延伸（日 3・3・2 号線）の通る土地区画整理事業地区においては、周辺地域に必要な商業機能や生活支援機能を沿道に誘導し、また、既存の緑や農地の保全に配慮して事業を進めていきます。

○地区計画制度の活用

良好な市街地の環境を将来にわたり維持するため、これまでに市内 38 地区において地区計画が定められてきましたが、それらの多くは住宅団地等の開発・整備を契機にして定められてきたものです。

今後は、普段からの住民との情報共有をより密にし、それぞれの地域の状況や変化を把握することによって、各地域や地区の特性に応じて、全市的に地区計画を導入することを目指してまちづくりを進めていきます。

また、地区計画で定めるルールの内容は、現状の住環境の維持あるいは悪化の防止を目的とした土地や建築物に関する規制となっていますが、今後は現状維持にとどまらず、きめ細かなルールづくりの工夫をし、住環境のバリューアップにつながるような地区計画の実現に取り組んでいきます。

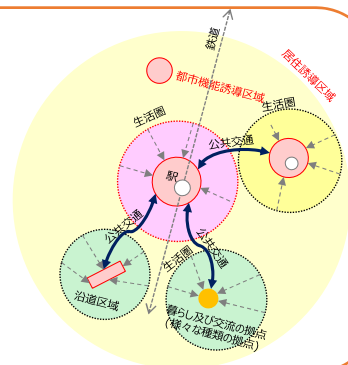
○都市拠点や生活圏における都市機能の誘導

これまでは面的な土地利用の誘導や基盤の整備を進めてきましたが、今後はその地域や場所に必要となる機能を想定し、誘導していくことが重要になります。

今後、法改正により創設された立地適正化計画制度を活用し、三大拠点である駅周辺には全市的なサービスを提供する機能を誘導していきます。また、その他の地域や生活圏域には、地域住民が身近な買い物ができるスーパー等の商業機能、集会のための交流機能、高齢者の医療や福祉サービスの機能等を、それぞれの機能の充足状況や各圏域の役割分担を踏まえて誘導していきます。

立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、駅周辺等の都市拠点や地域の生活拠点を形成し、それらが公共交通等で連携したコンパクトな都市をつくるために定める計画です。都市に必要な施設や住居等を適切に配置するために「都市機能誘導区域」や「居住誘導区域」を定めます。計画を定めることによって、開発事業への支援措置等を活用することができ、必要な都市機能を緩やかに誘導することができます。



(2) 協働の地区まちづくり

○市民主体の地区まちづくり

まちづくり条例では、市民主体のまちづくりを推進するために必要な仕組みを定めています。今後もまちづくり条例を活用し、市民の身近な生活圏において、住環境の保全や街並み・美観の維持管理、魅力づくりなどを目的として、地域住民で地区まちづくり協議会を設立し、計画やルールづくりを進めていきます。

豊田南口周辺地区では、豊田南土地区画整理事業に合わせて、魅力ある駅周辺のまちづくりを実現することを目的とした協議会を立ち上げました。ハード面ではデザインガイドラインを策定し、魅力ある街並み形成を地域や行政が一体となって進めるとともに、ソフト面では、駅前空間の様々な利活用方法を、様々な主体と連携して、実践しています。

高幡台団地地区では、賃貸住宅と分譲住宅、保育園や学校等の公共施設も含む丘陵部の住宅団地ですが、団地の中心であった 73 号棟の解体をきっかけに、住環境・生活環境についての課題や将来像について話し合う勉強会が開催され、団地の将来像を描いた『地区まちづくり計画』がまとめられ、現在も活動が続けられています。

このような地区のまちづくりについて、今後は高齢化への対応や防災、自然環境の保全など、それぞれの地域住民の関心事をきっかけにして、より多くの地域で展開できるよう支援をしていきます。



豊田駅南口周辺地区まちづくり
TOYODA クラフトビールまつりの様子



高幡台団地地区まちづくり
協議会による活動の様子

○大規模な開発事業の協調協議

まちづくり条例では、計画的な土地利用を誘導するため、大規模な土地取引や開発事業に対して周辺住民への説明等の手続きを定めています。

これまでに、一定規模以上の土地取引等について、開発事業者と周辺住民との調整のための協議を行

うなど、良好な都市環境の創出を促してきました。

　　今後は、事前の届け出の時期や、説明を求める周辺住民の範囲、調整会議の運営内容等、これまでの成果を振り返り、必要に応じてその運用を含め、見直しを検討していきます。

2) 持続可能な地域まちづくり

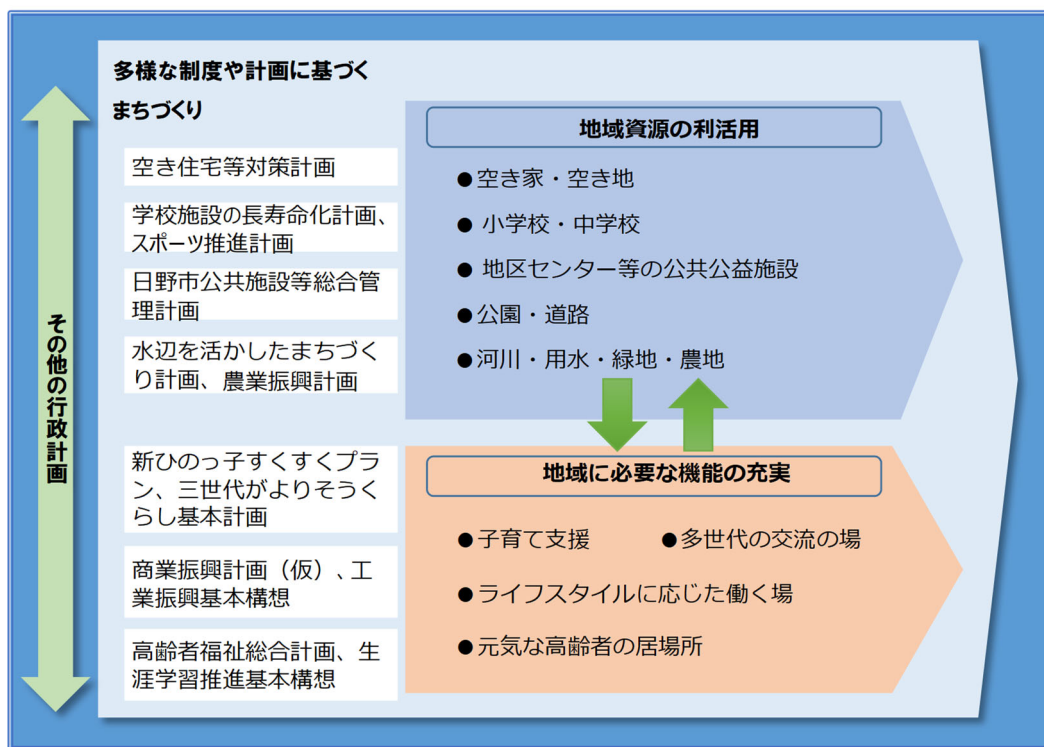
(1) 総合的な地域まちづくり

地域が主役となって、地区のまちづくりを進める上では、各地域の地域資源を把握し、地域ニーズに応じて利活用していくことが必要となります。

小中学校や公園、緑地等の地域の資源は、都市計画の分野を含め、さまざまな分野の計画に基づいて保全や維持管理の方針が定められています。また、その施設や場所に求められる、地域住民の交流や子育ての支援等の機能についても、関連する分野の計画の中に位置づけられています。

それぞれの地域に必要な機能を把握し、それを配置する受け皿となる地域資源を見極め利活用していくため、関連する行政計画を総括し、横断的に連携を図り、効果的・効率的にまちづくりを推進していきます。

都市計画課は、庁内を横断的にとりまとめ、都市計画に係わるすべての施策に関する総合窓口として、地域のまちづくりをコーディネートしていきます。あわせて、地域資源を活かしたまちづくりを実現するための制度づくりを検討します。



(2) 地域資源の利活用

(空き家・空き地)

空き家・空き地については、まちづくりに必要な地域資源の一つとして捉え、地域住民のニーズに応じて交流の場、活動の場等として利活用できる仕組みを整えていきます。

また、団地の空き住戸や未利用スペース等についても、建替えや改修の際に、地域に必要な機能を充足する空間として活用できるように誘導していきます。

武蔵野台自治会(程久保八丁目)では、災害時の対応や空き家の発生を地域の課題としてとらえ、首

都大学東京の協力のもと、空き家解体後の土地を住民自ら耕し、地域の交流の広場「杉の子ひろば」をつくりあげました。

（小学校・中学校）

小中学校については、少子化の進行に伴って発生する空き教室等を、地域のニーズに応じて、多世代の住民が利用できる交流の場、地域活動の拠点として利活用していきます。

（地区センター等の公共公益施設）

既存の地区センターや図書館等の公共施設については、地域住民の使い勝手の良い施設の運用ルールの見直しや、地域に不足している交流の場、働く場、憩いの場等の機能の受け皿としての活用方法を検討していきます。

（公園・道路）

既存の公園については、地域の特色に応じて、地域の様々なイベントへの対応や、子育て世代や高齢者など日頃の利用者にとって使いやすく、安全な公園への再整備を進めています。また、駅周辺等の道路空間についても、歩道部分を地域のイベントやにぎわい・交流のスペースとして利活用していきます。

（河川・用水・緑地・農地）

河川敷や水路等の水辺空間や緑地は、地域住民の生活に身近に集える場、学びと憩いの場として利活用していきます。農地については、農業者のみならず、地域住民が農業に関わりを持ち交流・憩い・学びの場として利活用していきます。

（３）地域まちづくりの体制

地域のコミュニティや人口構成、市街地の物的状況に応じて、まちづくりで扱うテーマは異なり、今後は更に多様化していくことが予想されます。

地域からのまちづくりのニーズを的確に把握し、地域住民と継続的に責任を持ってまちづくりを進めていくために、地域別に異なるまちづくりのテーマを総合的に扱う、地域別の部署の創設や、地域別に担当チームや担当職員を配置するなど、地域まちづくりの推進体制の在り方を検討していきます。

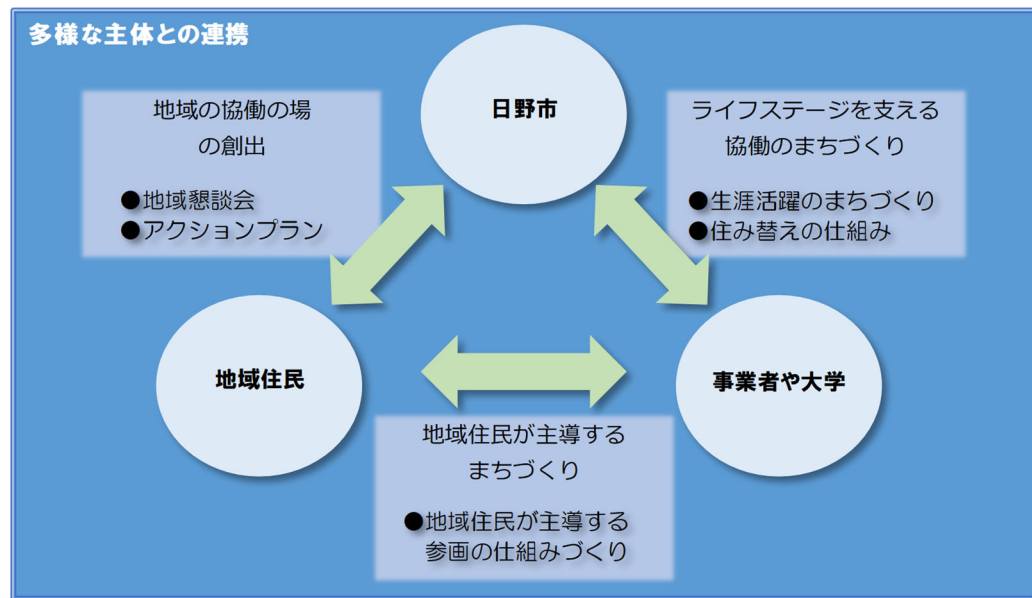
地域の担当者が実際のまちづくりの現場に身を置いて、地域の課題を自分事として考えられるような現場づくりによって、自らが地域との関係を構築し、地域住民と共に動き、地域の価値をつくりだすようなまちづくりを進めていきます。

3) 多様な主体が連携する共創の場づくり

人口構造のバランスの取れた都市づくり・地域づくりを実現するためには、それぞれの地域で、地域に関わる住民や事業者等の様々な主体が連携して、地域のまちづくりを進めていくことが重要です。

これまでに、市では地域懇談会の開催など、地域コミュニティの連携の強化を後押しするほかにも、多摩平地区や高幡台団地地区等では、事業者や大学と連携してまちづくりを進めてきました。

今後も、変化し続ける社会環境や地域ニーズに応じて、地域に関わる多様な主体が連携する共創の場づくりを進めていきます。また、まちづくり条例を活用して、共創の場を支える新たな仕組みづくりを検討していきます。



(1) 地域の協働の場の創出

これまでに、市では地域住民を主体とするまちづくりの母体として、8つの中学校区で地域懇談会を開催し、それぞれの地域でアクションプランが展開されてきました。

今後も地域住民の協働の場である地域懇談会を継続し、地域の状況に応じて関係する事業者や大学が参画できる機会の拡充や、まちづくり活動の情報発信等の支援を行っていきます。

それぞれの地域の資源である、地区センターや公園等を活用した具体的な居場所づくりについても、市と協働で検討を進め、地域懇談会の活動が地域住民の生活環境を変えていく取り組みとして、実現を支援していきます。

また、地域の枠を超えてまちづくり活動を支援する組織づくりも重要です。産・官・学・民がそれぞれの枠を超えて連携し、情報の受発信、まちづくりの担い手・人材の育成、活動への参加・交流の機会の創出等を継続して行うプラットフォーム組織の構築についても検討していきます。

(2) ライフステージを支える協働のまちづくり

いつまでも住み続けられる都市として選ばれるためには、市民それぞれのライフステージに応じた住環境を提供し、ライフステージに応じて住まいを選択できるような都市・地域づくりが求められています。

学生や若年単身者に対しては、単身生活を支える機能の充実や地域交流を促進するコミュニティの形成、子育て世代に対しては、子育て支援機能の充実や公園等の安全性の向上、高齢世代に対しては、自立した生活が送れるよう、交流や活動の場の充実、医療・介護機能の充実等がまちづくりのテーマとなります。そ

して、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージに応じた住み替えがしやすい仕組みも必要です。

これまでに、市は事業者や大学と連携して、市民が生涯にわたり、それぞれのライフステージで快適に自立した生活を送ることのできるまち、多世代が共生できる地域づくりを進めてきました。

多摩平の森地区や平山台地区等では、地域の高齢化や人口減少等に対し、多世代が住める住宅団地の再生や健康づくり等の活動を、地域住民と連携して取り組んでいます。

これらの取り組みをモデルとして、今後は丘陵部の住宅地での生活を支える活動や仕組みとして、空き家の活用と再生、新たな交通手段等について、実際の地域で社会実験を行い検証するリビングラボのような仕組みを活用しながら、事業者や大学、地域住民と連携して行っています。

（３）地域住民が主導するまちづくりの仕組みづくり

これまでは、市あるいは事業者・大学が、地域住民と連携する活動や場づくりを主導してきましたが、今後は地域住民が主導して、多様な主体を、自らの地域づくりに取り込んでいくことが期待されます。

例えば、住民が地域の課題解決の提案を多数の事業者等から公募し、手を挙げた事業者のプレゼンテーションの場を用意し、その場で住民が事業者を選考するような提案制度の仕組みが考えられます。この場合、市はマスタープラン等の長期計画の視野に則って専門的な助言を行うような支援が可能です。

また例えば、住民が空き家や空き地等についての暫定利用者を募集し、実際に使用してもらい、事業者と住民が共に市場性や実現可能性を判断する、社会実証的なサウンディングの仕組みも考えられます。

このように地域住民が主体となって、自らの地域まちづくりの方向性を決め、実行する仕組みづくりを市は支援し、その成果を課題を抱える地域に対して波及させ、発展させていきます。

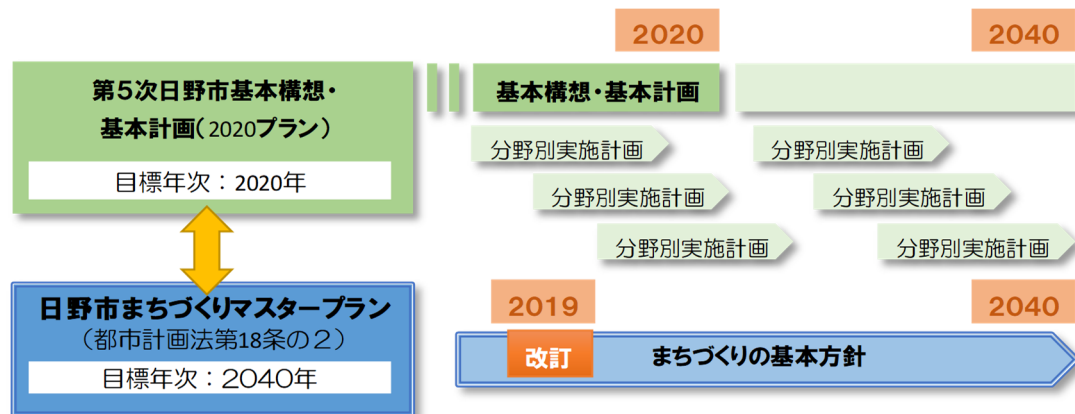
また、今後まちづくり条例の見直し等を行い、このような共創の場を支える新たな仕組みづくりを検討していきます。

2. まちづくりの計画的な進行管理

まちづくりマスタープランは、都市計画及びまちづくりの基本的な方針を示すものですが、まちづくり基本計画で示した施策の進行管理を計画的に実施することや、今後の社会情勢の変化等に応じて見直しを行い、常に成長し続けるマスタープランであることが重要です。

1) マスタープランの進行管理

総合的・計画的なまちづくりを進めていくため、市の総合計画である日野市基本構想・基本計画と整合し連動させ、まちづくりマスタープランに掲げた施策を実施計画に移し、まちづくりを推進していきます。

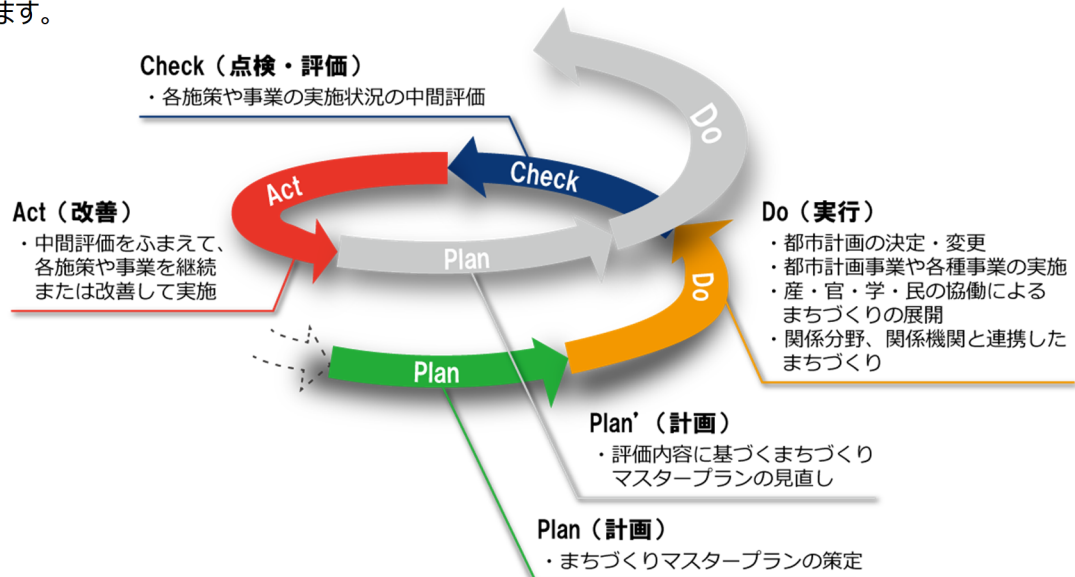


2) 計画策定後の評価の仕組み

都市や地域、そしてそれらを取り巻く社会環境は常に変化し続けるため、まちづくりマスタープランの基本的な考え方は固定されるのではなく、常に一定期間毎に評価され、必要な修正を加え、新たな提案を付加していく必要があります。そのため、まちづくりマスタープランはPDCA（計画、実行、点検・評価、改善）のプロセスを経て進めていきます。

今回のマスタープランは2003年に策定されたまちづくりマスタープランの成果を振り返ったうえで、今後の時代の変化に対応するための新たな課題を踏まえ、必要なまちづくりの方針を加えてつくられました。今後も一定期間の経過後、中間評価を実施し、マスタープランで掲げた施策の実効性を点検・評価していきます。

中間評価では、早期に着手した取り組みについて、その進捗状況や成果について評価を行うとともに、中期を目標に実現する取り組み等についても、その検討状況を評価したうえで、施策の継続の可否の判断等を行っていきます。



3) まちづくりのロードマップ

まちづくりの目標を実現するために、短期（～5年）・中期（～10年）・長期（～20年）を目安として、各段階において着手し、実現すべき主要な取り組みを、まちづくりのロードマップとして整理します。

今後は、5年後を目安としてマスタープランの中間評価を実施し、施策の着手及び実施の状況やその効果等を点検し、その時点の社会状況等を踏まえて、ロードマップを定期的に更新していきます。

早期に着手する取り組み

リーディングプロジェクトとして位置づけます。短・中期で実現を目指す取り組みや、実現までに長期を要するため、早期に検討を始めるべき取り組みとします。

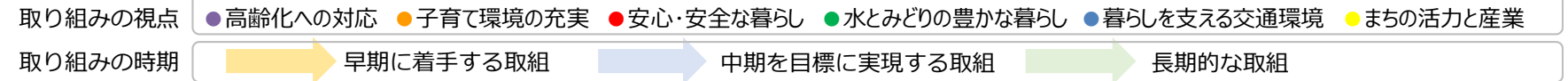
中期を目標に実現する取り組み

短期に検討を開始し、中期を目標に実現を目指す取り組みとして位置づけます。モデルとなる実施事例を早期に実現し、その成果を各地域で展開していきます。

長期的な取り組み

実現までに一定期間を要する取り組みとして位置づけます。短・中期の取り組みの実施状況や、社会経済情勢の変化等も見ながら、長期的な視点をもって取り組むものとします。

まちづくりのロードマップ



まちづくりの基本方針と目標			短期（～5年）	中期（～10年）	長期（～20年）
基本方針 1 日野の 記憶と文化を 伝えるまち	1-1. 水音と土の香りがする まちをつくる	水と緑の保全	● 田園住居地域の指定	● 民有緑地の公有地化	
		水と緑の育成		● 主要駅周辺等の緑化	
	1-2. 日野人・日野文化を育む まちをつくる	景観		● 用水の開渠化と水路景観の修景	
		歴史・文化	● 日野宿通り街並み再生整備事業等の実施 ● 無電柱化の推進		
	1-3. 水と緑の自然の中で心と体の 健康を育むまちをつくる	健康	● ● ● 歩きたくなるまちづくり計画の推進 ● ● サイクリングルート等の検討		
		生涯学習		● ● ● 水辺や農地を活かした公園の整備 ● ● 既存施設を活用した健康づくりの場の整備	
基本方針 2 日野の 暮らしの舞台を 支えるまち	2-1. 安心して住み続けられる まちづくりを進める	防災	● 地域防災計画の改訂		
		防犯		● 土砂災害想定区域の居住規制 ● 浸水想定区域の避難施設等の確保	
		環境	● 地域の防犯力を高める施策の検討 ● 地域住民による防災体制の強化		
	2-2. 地域の特性を活かした、 持続可能なまちづくりを進める	基盤整備	● ● ● 公共公益施設の計画的な整備・維持管理	● 隣接市との公益施設の相互利用	
		既成市街地		● ● ● 一団の住宅団地の再整備 ● ● ● 戸建住宅地等への生活支援機能の導入	
		エリア マネジメント	● ● ● 丘陵部住宅地のエリアマネジメントの推進 ● ● 空き家対策の計画的な推進		
	2-3. 多様化する暮らし方を選択し、 実現できるまちづくりを進める	多様な働き方 ・暮らし方	● ● 子育て支援や交流の場の整備	● ● シェアハウス等の多様な居住形態の整備	
		住み続けられる 仕組み		● ● 住宅地での生活支援施設の整備	
	2-4. たくさんの人・もの・情報が 交差するまちをつくる	道路	● ● 日3・3・4号線の整備 ● ● ● 安全な歩行者空間の整備	● ● 自転車の走行環境の整備	
		公共交通	● ● ● 公共交通の再編	● ● デマンド型や住民運転型コミュニティ交通等の導入	
	2-5. 一人ひとりが個性を輝かせ、 地域で支え合う環境をつくる	地域コミュニティ	● ● ● 地域懇談会によるアクションプランの推進 ● ● ● 多摩平・高幡台団地の取組推進（生涯活躍のまちづくり）	● ● ● 活動拠点・情報プラットフォームの整備	
		福祉		● ● 高齢者の身近な居場所づくり	
基本方針 3 日野の人々が 活発に活動 するまち	3-1. 買い物やレクリエーションなど 毎日の暮らしを楽しむまちを つくる	商業	● 立地適正化計画の策定	● 3拠点の商業・交流機能の充実 ● ● 生活拠点の生活支援・交流機能の確保	
		観光		● ● ● レクリエーション拠点づくり（日野駅・高幡不動駅周辺）	
	3-2. 日野のまちづくりと 共に歩んできた産業と これからも共に歩む	工業	● 多様な主体によるリビングラボの取組み		
		新たな産業		● ● 生活課題解決型の新たな産業の誘致・創出 ● ● 戸建住宅地でのコワーキングスペース等の整備	
		土地利用転換	● 大規模な土地についての対話の実施		
	3-3. 農地のある暮らしを次世代へ つなげる	農地	● ● 農地を保全する土地区画整理事業の推進（川辺堀之内・西平山） ● ● 生産緑地の拡充、小規模農地の集約	● ● 農地の公有地化	
		農業		● ● 農家レストランや、民間を緑の担い手とする制度の整備	

計画策定の経緯

○コア会議

回	開催年月日	議題	参加人数
1	平成 29 年 7 月 27 日	まちづくりマスタープラン改訂の基本的な考え方	12 名
2	平成 29 年 9 月 22 日	グランドデザインの改訂方針 都市計画マスタープランの改定方針	13 名
3	平成 29 年 11 月 7 日	まちづくり基本計画の検討-1	14 名
4	平成 29 年 12 月 11 日	まちづくり基本計画の検討-2	16 名
5	平成 30 年 2 月 15 日	地域別構想の検討-1	13 名
6	平成 30 年 3 月 15 日	地域別構想の検討-2	17 名
7	平成 30 年 5 月 24 日	立地適正化計画について-1	14 名
8	平成 30 年 7 月 25 日	立地適正化計画について-2	11 名
9	平成 30 年 9 月 12 日	地域別構想の確認-1	14 名
10	平成 30 年 9 月 27 日	地域別構想の確認-2	14 名
11	平成 30 年 10 月 30 日	計画の実現に向けて	14 名
12	平成 30 年 11 月 29 日	計画書全体の確認	14 名

委員名簿

区分	氏名
有識者	小泉 秀樹（日野市市民まちづくり会議副会長・東京大学教授）
	西浦 定継（日野市都市計画審議会委員・明星大学教授）
	町田 修二（日野市都市計画審議会委員）
公募市民	河村 由美
	成田 豊
	馬場 裕真
	原 耕造（平成 30 年 8 月まで）
	藤原 幸子
	松崎 孝子
	宮崎 寛康
	山中 義明

○テーマ別意見交換会

回	開催年月日	個別テーマ	議題	参加人数
1	平成 29 年 9 月 30 日	①高齢者目線の暮らし ②子育て目線の暮らし	暮らしの問題点を考える これからの暮らしを考える	30 名
2	平成 29 年 11 月 25 日	③安心・安全な暮らし ④水と緑の豊かな暮らし	必要な取り組みを考える	21 名
3	平成 30 年 3 月 4 日	⑤暮らしを支える交通 環境	検討成果の確認	25 名

○地域別意見交換会

年度	開催年月日	対象エリア	参加人数
平成 29 年度	議題：地域の居場所を考える ～子ども・子育て世代・高齢者の居場所と活動～		
	6 月 17 日	大坂上中学校地域/日野第四中学校地域	7 名
	6 月 18 日	七生中学校地域/平山中学校地域/三沢中学校地域	15 名
	8 月 10 日	日野第三中学校地域	8 名
	9 月 12 日	日野第一中学校地域	13 名
平成 30 年度	議題：人口動向・利便性・防災面から 地域の現状と課題を考える		
	6 月 25 日	地域包括支援センター ひの圏域（1） （大坂上中学校地域/日野第一中学校地域）	34 名
	6 月 27 日	地域包括支援センター とよだ圏域 （大坂上中学校地域/日野第二中学校地域/日野第四中学校地域）	29 名
	7 月 4 日	地域包括支援センター たかはた圏域 （三沢中学校地域/日野第三中学校地域）	36 名
	7 月 26 日	地域包括支援センター ひの圏域（2） （日野第一中学校地域/七生中学校地域/三沢中学校地域）	26 名
	7 月 31 日	地域包括支援センター ひらやま圏域 （日野第四中学校地域/平山中学校地域/七生中学校地域）	46 名



テーマ別意見交換会の様子



地域別意見交換会の様子

用語の解説

■ ア行

【アクションプラン】

日野市の自治会や様々な地域活動を行う人々の交流の場である地域懇談会が作成した、それぞれの地域課題に対する解決策をまとめた活動プラン

【アダプト制度】

行政との契約により、市民や団体が道路・公園・河川等の公共施設の一部を管理する制度

【移動販売】

常設の店舗をもたず、自動車等で場所を移動しながら販売する業態

【イノベーション】

技術革新、広義として幅広い革新を指すこともある

【イベントモール】

回遊性がありイベント等が行われる商業空間、商業施設

【イメージハンプ】

→ハンプ

【インバウンド】

日本を訪れる外国人の旅行、旅行者

【インフラ】

産業や社会生活の基盤となる施設

【ウェルカムツリー】

引越しや出産、家屋の新築をされた方等が記念として植栽する樹木

【雨水幹線】

各地域の排水路で収集した雨水を河川や海に送る骨格となる水路

【雨水浸透ます】

屋根に降った雨水を地下へと浸透させるためのます

【雨水貯留施設】

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制する施設

【エリアマネジメント】

地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民や事業者等による主体的な取り組み

【延焼遮断帯】

市街地の延焼を阻止するために、道路・公園・鉄道等とその沿線の不燃化された建築物により形成される帯状の不燃空間

【オープンスペース】

市街地や敷地内で、開放してある場所、空き地

■カ行**【崖線】**

長くつながった、がけ状の地形

【開発行為】

住宅用の土地にするための宅地の造成など、建築物の建築等に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のこと

【街路樹キーパー制度】

日野市が管理している街路樹の守り手として、市民の方に維持管理や緑化活動を行っていただくボランティア制度

【環境共生住宅】

地球環境を保全する観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と調和し、住み手が主体的に関わりながら健康で快適に生活できるよう工夫された住宅

【換地設計】

土地区画整理事業において、整理前の宅地に対応した換地の配置を設計すること

【既存不適格】

当初は適法だったものが、その後の法律の改正等により適法ではない部分が生じた建築物

【狭あい道路】

幅員4m未満の狭い道路。建築基準法第42条2項に指定されている道路（2項道路）及びそれ以外の幅員4m未満の拡幅整備を必要とする道路

【狭さく】

歩道部分や植栽の配置等により、車道部分の幅員を狭め、自動車の速度を抑制するもの

【共創】

行政、企業、大学、地域住民など多様な立場の人々が、対話を通して、新しい価値を持つモノやサービス・仕組みなどを共に創り上げていくこと

【クラウドファンディング】

インターネットを通して不特定多数の人から広く資金を募る資金調達の方法

【ランドデザイン】

都市や地域の在り方を示す大きな指針、全体にわたる計画・構想

【経済センサス】

総務省・経済産業省が共同で行う経済や産業活動に関する調査

【建蔽率】

敷地面積に対する建築面積の割合

【公共交通空白地域】

鉄道の駅やバス停から離れている、公共交通が不便な地域

【心のバリアフリー】

高齢者や障害者の方への理解を深め、差別や偏見など心のバリアを取り除くこと

【子育て世代包括支援】

妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を目的として、出産から子育てまでの一体的・包括的な支援を行うこと

【国家戦略特区】

世界で一番ビジネスをしやすい環境を整備することを目的に、地域や分野を限定し、大胆な規制や制度の緩和や税制面の優遇を行う規制改革制度

【コミュニティビジネス】

地域が抱える課題の解決を、地域資源の活用等によりビジネスの手法で取り組むもの

【コレクティブハウス】

家事や育児を共同で行うことを前提として食堂などの共用施設が設けられた都市型の集合住宅

【コワーキングスペース】

利用者が事務室や会議室、打ち合わせスペースなどを共有しながら、それぞれが独立した仕事を行える場所

【コンパクトシティ】

人口減少・高齢化に対応するため、駅周辺等の都市拠点や地域の生活拠点を形成し、それらを公共交通等で連携しようとするコンパクトな都市づくりの考え方

■サ行

【再開発事業】

都市再開発法に基づき、老朽化した建物の密集する市街地等において、不燃化された共同建築物の建築と公園等の公共施設の整備を一体的に行う事業

【サイクルシェア】

他人と自転車とを共有し、必要なタイミングに自転車を利用できる仕組み

【在宅ワーク】

自宅を拠点として仕事をする

【サウンディング】

民間事業者へ直接意見を聴取するなど、事業の企画・検討等の段階における情報収集の手法

【サテライトオフィス】

企業の本社・本部から離れた所に設置されたオフィス

【サンドボックス制度】

現行の法規制を一時的に停止し、地域限定や期間限定で新技術を実証できる制度

【シェアオフィス】

一社だけが自社のオフィスとして使うのではなく、同じスペースを複数の利用者によって共有するオフィス

【シェアハウス】

1軒の住居を複数人で共有して暮らす賃貸物件

【市街化農地】

→宅地化農地

【事前復興計画】

災害の発生を想定し、被災後の対応を事前に計画しておく防災まちづくりの取り組みの一つ

【持続可能】

環境や社会・経済等が将来にわたり適切に維持・保全され、発展し、維持可能であること

【指定管理者制度】

自治体が所管する公共の施設を、民間事業者・団体等を指定して管理運営させる制度

【シティプロモーション】

都市のイメージや知名度を高めるための、効果的・戦略的な情報発信・PR活動

【自転車シェアリング】

→サイクルシェア

【社会実験】

新たな制度や技術の有効性を確認するために、場所や期間を限定して試行すること

【住民運転型コミュニティ交通】

地域の移動手段として、地域住民のボランティアによって運転や運行管理を行う交通システム

【職住近接】

職場と住居の距離が近いこと。通勤時間の短縮や時間の有効活用等が期待できる

【人口ビジョン】

人口減少問題に関する基本認識を市民と共有するため、地方自治体が今後目指すべき方向や人口の将来展望を提示する計画

【シンボルロード】

都市や地域の象徴となるような特色ある道路としてデザインする道路

【スカイライン】

空を区切る、建築物や山などの連なりの線

【ストック】

住宅政策等における、必要な社会資本としての住宅のこと

【スマートIC】

ETC（有料道路の料金所で停止せず通過できる自動料金収受システム）を搭載した、車両専用のインターチェンジ（IC）

【生産年齢人口】

生産活動に従事する年齢の人口で、15歳以上65歳未満に該当する人口

【生産緑地】

都市環境の保全等を目的として、市街化区域内で指定される農地等

【セーフティネット】

社会保障の一種で、経済的困窮者に対し最低限の生活を続けられるようにする生活保護などの仕組み

【ソーシャル・インクルージョン】

社会的に弱い立場にある人を孤立・排除せず、社会の中で共に支え合い生活していこうとする考え方

■タ行**【ターゲティング】**

ある市場に対してターゲットを絞ること

【第2次産業・第3次産業】

産業分類の一つで、第1次産業は農業や林業・水産業など、第2次産業は製造業・建設業など、第3次産業は小売業・サービス業などが該当する

【ダイバーシティ】

多様な人材・多様性を積極的に活用しようという考え方

【宅地化農地】

市街化区域内で指定される農地のうち、宅地などへ転換される農地

【多死社会】

高齢者の増加に伴って死亡者数が非常に多くなり、人口が減少していく社会

【多自然型工法】

生物の生息環境をできるだけ改変しないように配慮した河川工事の工法

【タクティカルアーバンズム】

道路・公園等の身近な公共空間を活用する試みを通して、都市の課題解決につなげようとする取り組み

【地域フィーダー交通】

→フィーダー交通

【地域包括ケアシステム】

高齢者になっても住み慣れた場所で自分らしい生活を最期まで送れるように、必要な医療・介護・福祉サービスを一体的に提供するシステム

【地区計画】

都市計画法に基づき、道路・公園等の配置や、建築物の用途・形態等について、地区の特性に応じたきめ細かな規制を行う制度

【長寿命化計画】

老朽化した市営住宅の改修など、公共施設等の適正な維持管理を行うための計画

【ディスポーザー】

家庭の生ごみなどを粉碎して下水道へ流す器具

【デマンド型交通】

運行経路や運航スケジュールを、利用者のニーズに合わせて柔軟に運行する地域公共交通

【テレワーク】

情報通信機器等を活用した、時間や場所の制約を受けない柔軟な働き方

【田園住居地域】

農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定められる、住居系の用途地域

【透水性舗装】

道路に降った雨水を舗装内の隙間から地中へ排水する機能を持った舗装

【特定緊急輸送道路】

災害時の防災拠点を相互に連絡する道路（緊急輸送道路）のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるとして指定された道路

【土地区画整理事業】

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更や公共施設の整備に関する事業

【都市計画事業】

都市計画法に基づいて行われる都市計画施設（道路・公園・下水道等）の整備に関する事業や、市街地開発事業（土地区画整理事業や市街地再開発事業等）のこと

【都市計画審議会】

都市計画に関する事項を審議するために地方公共団体に置かれる、議会の議員や学識経験者、公募市民などから構成される審議会

【都市計画道路】

都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、都市計画に定められた道路

【トラスト】

自然環境の保全等を目的とした、住民からの募金活動等による基金

■ナ行

【農の学校】

市民がより高度な援農活動を行うための、農業知識や技術を習得する市民講座

【ノーマライゼーション】

高齢者、若者、障害者などのあらゆる人々が共に暮らし、共に生きるような社会の在り方

■ハ行

【パーソナルモビリティ】

歩行者と既存の乗り物（自転車や乗用車など）の間を補完する、1人乗りの移動支援機器

【バスラッピング】

バスの車体に広告を印刷したフィルムを貼り付けて行う広報活動

【バリアフリー】

高齢者や障害者が社会生活をおくる上で支障となる物理的・精神的な障害・障壁を取り除くこと

【ハンプ】

自動車の速度を低減させるために、道路に作った凸状の小さな盛り上がり。イメージハンプとは舗装の色や材料によって凹凸があるように見せかけたもの

【ヒートアイランド】

都市部の気温がその周辺の郊外部に比べて高くなっている現象

【フィーダー交通】

交通網において、鉄道等の幹線と接続して、支線の役割で運行される交通手段

【フィードバック】

利用者等からの反応や意見・評価をみて、改良を加えること

【プラットフォーム】

土台となる基本的な環境、仕組み、組織

【ふれあいサロン】

地域の高齢者が誰でもふらっと立ち寄れる居場所として日野市が運営するサロン、たまり場のこと

【防災協力農地協定】

農地を災害時の身近な避難場所として活用するための、日野市と農業者による協定

【ポケットパーク】

市街地内の小規模な公園

【ポピュレーションアプローチ】

疾患等に対する高いリスクを持った人に限定せず、ある集団のリスクを全体的に下げような対処方法

■マ行

【マーケティング】

商品に関する市場調査や販売・宣伝などの企業活動の総称

【マッチング】

種類の異なるものを組み合わせること

【ミニ開発】

土地を細分化し、小規模な宅地の分譲や建売住宅を開発すること

【無線LAN】

無線通信を利用してデータの送受信を行うネットワークシステム

【モータリゼーション】

自動車に依存する社会が進行すること

【百草里山ミュージアム構想】

百草里山一帯を対象に、点在する地域資源の一つ一つを展示品として、地域全体をミュージアムとして捉え、回遊性の向上を図る構想

【ものづくり】

日本の製造業を表す言葉で、日本の伝統技術の延長上に現代の製造業があるという考え方に基づくもの

【モバイルワーク】

スマートフォン等のモバイル端末を活用した、時間や場所に縛られず、どこでも仕事ができる働き方

【モビリティ】

乗り物、移動手段

■ヤ行

【ユニバーサルデザイン】

年齢、性別、障害の有無等の区別無しに、全ての人が使いやすいように物・建物・環境などをデザインする考え方

【用水守】

日野市の恵まれた水環境を次世代に伝えるため、用水の清掃活動等を行う市民ボランティアの登録制度

【容積率】

敷地面積に対する建物の延べ床面積の割合

【用途地域】

都市計画法において、各種用途の混在による都市環境の混乱を避けるため、市街地の類型に応じた建築規制を定めたもの

【要配慮者】

高齢者、障害者、乳幼児など防災施策において特に配慮を要する方

■ ラ行

【ランナーステーション】

ランニングやジョギングを行う方が利用する、ロッカーやシャワールーム等を備えた施設

【リーディングプロジェクト】

事業を進める上で、先導的な役割を果たすプロジェクト

【立地適正化計画】

駅周辺等の都市拠点や地域の生活拠点を形成し、それらが公共交通等で連携したコンパクトな都市をつくるために定める計画

【リテラシー】

与えられた情報から必要なものを引き出し活用する能力のこと

【リバースモーゲージ】

高齢者を対象として、自宅を担保に自治体・金融機関等から年金型の融資を受ける制度

【リビングラボ】

事業者の新しい技術やサービス等の開発において、利用者である市民も参加する共創の活動のこと

【緑化地域制度】

建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域を定め、一定規模以上の敷地の建築に対し一定割合以上の緑化を義務付ける制度

【緑地協定】

一団の土地又は道路・河川等に隣接する土地所有者等と、市街地の良好な環境を確保するために結ぶ緑地の保全や緑化に関する協定

【レジリエンス】

復元力、回復力を意味し、災害に対しての粘り強くなやかな対応のこと

【ロードマップ】

行程表、進行計画案

■ ワ行

【ワゴンタクシー】

バスの通れない地域の不便を解消するために、ワゴン車がバスに代わって駅や主要な公共施設を結ぶ交通手段

【ワンド】

川が陸地に入り込む入り江の部分

■その他**【AI】**

人間の認識能力などをコンピューターで可能にする技術、人工知能

【HP】

ホームページの略語

【ICT】・【IT】

情報・通信に関する技術の総称。ICTは情報伝達・コミュニケーションの面がより強調される

【IoT】

身の周りの様々なものがインターネットにつながる仕組みのこと

【PFI】・【PPP】

PFIは民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスの提供を委ねる手法で、公民連携による公共サービスを提供する手段を総じてPPPと呼ぶ

【QOL】

物理的な豊かさだけでなく精神面を含めた、生活全体の豊かさの概念

【SNS】

インターネットを介して交友関係を構築するスマートフォンやパソコン用のサービスの総称

